

沼田市地域公共交通活性化協議会規約

(目的)

第1条 沼田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うため並びに道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。）の規定に基づき住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、群馬県沼田市下之町888番地沼田市役所内に置く。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた乗合旅客輸送の態様等の協議に関すること。
- (5) 市が実施する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市長の指名する者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 道路管理者
- (6) 関東運輸局長又はその指名する者

- (7) 群馬県知事戦略部交通イノベーション推進課長又はその指名する職員
- (8) 公安委員会又は警察
- (9) 住民又は地域公共交通の利用者の代表
- (10) 学識経験者
- (11) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副市長をもって充てる。
- 3 前号の規定にかかわらず、副市長が不在の場合、会長は、市長の任命する者をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表して、その会務を総理する。
- 5 副会長は、第4条に規定する委員の中から会長が指名する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、委任状を提出することで代理の者をもって議決権を行使できる。この場合において、議決権を行使した者は、会議に出席したものとみなす。
- 4 会議の議決方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

- 6 協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第8条 協議会は、次に掲げる事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

- (1) 至急の決議が必要で、協議会を開催するいとまがない場合
- (2) 事前に協議会において書面による決議の了承を受けている場合
- (3) やむを得ない事情により協議会を開催することが困難な場合
- (4) 前各項に定めるもののほか、会長が軽微と認める事項の場合

(協議省略事項等)

第9条 第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、協議を省略することができる。この場合において、会長は協議会においてこれを報告するものとする。

- (1) 運行時刻の変更
 - (2) 運行回数を増加する変更
 - (3) バス停留所の新設
 - (4) バス停留所の位置及び名称の変更
 - (5) 災害等による緊急的又は臨時的な路線の変更
- 2 乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は、運送法第9条第4項の規定により、次条に定める運賃協議会において協議を行う。

(運賃協議会)

第10条 前条第2項に定める運賃協議会は、委員の中から次に掲げる者及び当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者をもって構成する。

- (1) 会長
- (2) 関東運輸局長又はその指名する者
- (3) 住民の代表

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会の構成員は、協議会で協議が調った事項について、その結果を尊重しなければならない。

(分科会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第13条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、沼田市総務部企画政策課に置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 協議会の運営に要する経費は、国の補助金、市の負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第15条 協議会に監査委員を1名置く。

2 協議会の出納監査は、第4条に規定する委員の中から会長が指名し、協議会において承認を受けた監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会

長であった者がこれを決算する。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、令和4年8月9日から施行する。
- 2 この規約の施行後、最初に就任する委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。